

認証事業の進め方、ロゴマーク・キャッチフレーズ使用の手引き

「みんなでつくる 千葉市制100周年」

令和元（2019）年12月26日

千葉市市制100周年記念協議会

# 目 次

1	はじめに	1
2	記念期間	1
3	市制100周年記念事業	1
4	認証事業でできること	1
5	認証制度の流れ	2
6	認証の条件	3
7	認証の手続き	3
8	様式集	5
9	千葉市市制100周年記念事業推進プラン	8
10	千葉市市制100周年記念事業認証要綱	14
11	千葉市市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ並びに 100周年の冠使用に関する要綱	16
12	千葉市市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ利用デザ インガイドライン	18
13	「千葉市のあゆみ」パネル	31
14	市制100周年記念リーフレット	32
15	市制100周年記念のぼり旗	33

## 1 はじめに

千葉市は令和3（2021）年1月1日に市制施行100周年を迎えます。  
この大きな節目を、下記の基本理念の元に取り組を進めることとしています。  
市民・企業・団体等の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

### 【基本理念】

市制100周年が、千葉市に関わる全ての人々にとって、本市の都市としての成長の歩みを振り返り、先人たちの業績に感謝をするとともに、本市が日本の中で果たしてきた役割やその価値を見つめ直し、これを如何に未来へ継承、発展させていくのかを考え、行動につなげていく機会となるように取り組を進める。

## 2 記念期間

プレ期間	令和2（2020）年1月1日～令和2（2020）年12月31日
記念期間	令和3（2021）年1月1日～令和3（2021）年12月31日

## 3 市制100周年記念事業

市制100周年記念事業には、千葉市市制100周年記念協議会（以下、「協議会」といいます。）やその会員が行う基幹事業と、協議会会員以外の皆様が行う活動を協議会が認証する認証事業があります。

## 4 認証事業でできること

認証を受けると、次のことができるようになります。（無償）

### (1) ロゴマークの使用やのぼり旗の借用など、皆様の活動を100周年で演出

- ①市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用すること  
※認証を受けずにロゴマーク又はキャッチフレーズを使用することはできません。
- ②冠「千葉市市制100周年記念」をイベント名や事業名に付すこと
- ③市制100周年記念のぼり旗を借用して掲出すること（P33）
- ④「千葉市のあゆみ」パネルの借用（B1サイズ10枚組とタイトル1枚）（P31）
- ⑤市制100周年記念リーフレットの支給を受けて配布すること（P32）

### (2) 市や協議会が実施する事業と一緒に、皆様の活動を市民の皆さんに広くお知らせ

- ・市制100周年記念特設ホームページでの発信
- ・市制100周年記念公式SNS（Twitter, Facebook, Instagram）での発信
- ・千葉市市制100周年記念事業推進プランへ掲載 など

## 市制100周年記念事業の概要と認証の流れ

### 市民、企業、団体等の皆様が行う事業・取組み ＝100周年記念（認証）事業

ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用

（無償）

のぼり旗・パネルを借用し、イベント会場等で掲出

（無償）

イベント名等に「千葉市市制100周年」の冠付け

（無償）

#### 【活用例】

- ・ロゴマーク等を商品デザインに採用
- ・包装等にロゴマーク等を採用
- ・発行物や電子媒体にロゴマーク等を活用

事業を行う市民・企業・団体

① 実施前

認証申請書  
【様式第1号】

②

認証通知  
【様式第2号】

③ 実施後

事業実施報告書  
【様式第3号】

### 市制100周年記念協議会

（事務局：千葉市都市アイデンティティ推進課）

会又は会員が行う事業・取組み  
＝100周年記念（基幹）事業の実施

100周年記念事業として基幹事業及び認証事業を一体的にPR

- ・特設ホームページ
- ・SNS（Twitter, Facebook, Instagram）
- ・千葉市市制100周年記念事業推進プランへの掲載 など

## 6 認証の条件

千葉市市制100周年の趣旨に沿うものであれば、新たな取組みでなく、皆様が日ごろ行っている事業や取組みについても、幅広く記念事業に位置付けることが可能です。

ただし、以下の条件がありますのでご留意ください。

千葉市市制100周年記念事業認証要綱第4条

- (1) 千葉市市制100周年の趣旨に沿うもの又は記念事業等のPRに有効であると認められること。
- (2) 認証事業の実施者（以下「実施者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法令若しくは条例又は千葉市市制100周年記念協議会（以下「協議会」という。）の規約に違反し、又は違反するおそれがある者
  - イ 市民税その他の公共料金を滞納している者
  - ウ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行う者
- (3) 事業の内容が、次のいずれにも該当すること。
  - ア 市又は協議会が、特定の個人や事業者、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認したと誤認するような印象を与えない、又は与えるおそれがないこと。
  - イ 100周年の冠付けやロゴマーク等を自己の商標又は意匠として独占的に使用しない、又は使用するおそれがないこと。
  - ウ 千葉市又は協議会の信用又は品位を傷つけない、又は傷つけるおそれがないこと。
  - エ 公序良俗に反しない、又は反するおそれがないこと。

## 7 認証の手続き

### (1) 申請書類の提出（事業実施前）

#### ア 提出していただく書類

千葉市市制100周年記念事業認証申請書（様式第1号）

#### イ 提出方法

電子メールのほか、郵送、持参、FAXでの申請も可能です。なお、電話での受付は行っていません。

#### ウ 提出先

千葉市市制100周年記念協議会事務局

（千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課）

- ・電子メールアドレス：[Chiba100th@city.chiba.lg.jp](mailto:Chiba100th@city.chiba.lg.jp)
- ・住所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎5階
- ・FAX 043-245-5476

#### エ 申請にあたってのお願い

- ・ロゴマーク・キャッチフレーズの使用やのぼり旗等の借用など、希望する支援や希望期間をあらかじめ決めてから申請してください。
- ・申請書の内容を基に、ホームページやSNS等で事業をご紹介いたしますので、事業・取組みの内容や実施期間、場所などについて、できる限り具体的に記載してください。（未定の場合は申請時点での予定をご記入ください。）

- ・印刷物の作製等については、実施期間の欄に使用、配付期間を記載してください。
- ・のぼりなどの物品の借用期間につきましては、より多くの皆様に使用していただくため、使用後の速やかなご返却にご協力ください。
- ・「千葉市市制100周年記念」の冠付けをする場合、毎年実施する事業については、原則として記念期間（令和3年1～12月）での活用をお願いします。

## （2）認証の通知

申請書を受理したのち、市制100周年記念事業として認証する場合は、原則として2週間以内に認証通知書を送付します。残念ながら認証できない場合は、併せてその理由もお知らせします。

## （3）事業・取組みの実施

### ア ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用について

- ・以下のホームページからデータをダウンロードして使用してください。他のデザインの使用を希望される方は、協議会事務局（都市アイデンティティ推進課 TEL 043-245-5052）までお問い合わせください。

<http://www.city.chiba.jp/100th/logo/index.html>

- ・使用にあたっては、「千葉市市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズデザインガイドライン」（P18）の内容に沿った運用をお願いいたします。

### イ のぼり旗等の物品の借用について

- ・物品は市役所開庁時にお渡しいたしますので、事前に来庁される日時を協議会事務局までご連絡ください。
- ・物品の運搬、設置、撤去等は使用者様でご対応ください。
- ・使用者の故意または過失により、物品を紛失又は破損された場合は、修繕等の費用をご負担いただく場合がありますのでご容赦ください。

## （4）報告書の提出（事業・取組みの実施後）

### ア 提出する書類

千葉市市制100周年記念認証事業実施報告書（様式第3号）

### イ 提出先及び提出方法

申請書と同様です。

### ウ 借用物品の返却

認証通知書に記載されている返却期日までに必ずご返却ください。次に借用される方がいらっしゃる場合がありますので、ご協力をお願いします。

## （5）その他

申請前に、以下の参考資料をご確認いただきますようお願いします。

- ・千葉市市制100周年記念事業推進プラン(P8)
- ・千葉市市制100周年記念認証要綱(P14)
- ・千葉市市制100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ並びに100周年の冠使用に関する要綱(P16)
- ・千葉市市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズデザインガイドライン(P18)

## 【様式第1号（申請書）】

年 月 日

(あて先) 千葉市市制100周年記念協議会会長

団 体 名  
 代表者 住所  
 職・氏名

## 千葉市市制100周年記念事業認証申請書

千葉市市制100周年記念事業認証要綱に基づいて、下記のとおり申請します。

## 記

①事業の名称		
②事業の内容		
③主催者		
④実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
⑤実施場所		
⑥情報発信 *同意いただける場合は 選択してください	<input type="checkbox"/> 上記の①～⑤の情報をホームページやSNSで発信することに同意する	
⑦認証の要件 *要件を満たす場合は 選択してください	<input type="checkbox"/> 千葉市市制100周年記念事業認証要綱第4条（認証の要件）	
⑧冠称使用の有無 *選択してください	<input type="checkbox"/> 有 千葉市制100周年記念 <input type="checkbox"/> 無	
⑨冠称以外で 希望する支援 *希望する場合、 選択してください	<input type="checkbox"/> 市制100周年記念事業ロゴマークの利用 <input type="checkbox"/> 市制100周年記念事業キャッチフレーズの利用 <input type="checkbox"/> 市制100周年記念のぼり旗の借用（希望枚数_____枚） <input type="checkbox"/> のぼり旗と併せて、注水台とポールを借用 <input type="checkbox"/> 「千葉市のあゆみ」パネルの借用（B1サイズ10枚組とタイトル1枚） <input type="checkbox"/> 市制100周年記念リーフレットの支給（希望枚数_____枚） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） *借用物品の希望期間（ 年 月 日～ 年 月 日）	
⑩連絡先	住 所	〒 _____
	氏 名	_____
	電話・FAX	_____
	e-mail	_____

※必要に応じて、事業の内容、ロゴマーク等の使用方法が分かる資料を添付してください。

【様式第2号（通知書）】

年 月 日

団 体 名 :

代表者 住所 :

職 氏名 : 様

千葉市市制100周年記念協議会会長

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市市制100周年記念事業認証通知書

令和 年 月 日付で申請のありました件について、千葉市市制100周年記念事業認証要綱に基づいて、認証いたしましたので、下記のとおり通知いたします。

なお、事業終了後速やかに、様式第3号「事業実施報告書」の提出をお願いいたします。

記

受付番号	
事業の名称	
冠称使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 千葉市制100周年記念 <input type="checkbox"/> 無
冠称以外の支援	<input type="checkbox"/> 市制100周年記念事業ロゴマークの利用 <input type="checkbox"/> 市制100周年記念事業キャッチフレーズの利用 <input type="checkbox"/> 市制100周年記念のぼり旗の借用 ( _____ 枚) <input type="checkbox"/> のぼり旗と併せて、注水台とポールを借用 <input type="checkbox"/> 「千葉市のあゆみ」パネルの借用 (B1サイズ10枚組とタイトル1枚) <input type="checkbox"/> 市制100周年記念リーフレットの支給 ( _____ 枚) <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) *物品の借用期間 (令和 年 月 日 ~ 年 月 日)

(問い合わせ先)

千葉市市制100周年記念協議会事務局

千葉市総合政策局総合政策部

都市アイデンティティ推進課

【電話】043-245-5660

【Fax】043-245-5476

【mail】[Chiba100th@city.chiba.lg.jp](mailto:Chiba100th@city.chiba.lg.jp)

【様式第3号（報告書）】

年 月 日

（あて先）千葉市市制100周年記念協議会会長

団 体 名  
代表者 住所  
職 氏名

千葉市市制100周年記念認証事業実施報告書

認証事業が終了いたしましたので、千葉市市制100周年記念事業認証要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

① 受付番号	
② 事業の名称	
③ 主催者	
④ 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
⑤ 実施場所	
⑥ 事業実績 おおよその 集客人数/個数など	
⑦ 返却物 *選択してください	<input type="checkbox"/> 市制100周年記念のぼり旗の借用（_____枚） <input type="checkbox"/> のぼり旗と併せて、注水台とポールを借用 <input type="checkbox"/> 「千葉市のあゆみパネル」の借用（B1サイズ10枚組とタイトル1枚） <input type="checkbox"/> 市制100周年記念リーフレットの残部（返却枚数_____枚） <input type="checkbox"/> その他（_____）
⑧ 写真 *事業の内容、冠称等の 利用方法がわかる写真を 2枚程度、貼付してくだ さい。	
⑨ 連絡先	氏 名
	電 話

※ロゴマーク等を使用した制作物等を2式以上ご提供ください。  
 ※必要に応じて、事業の実施状況が分かる書類を添付してください。

# 千葉市市制100周年記念事業 推進プラン

令和元（2019）年11月19日  
千葉市市制100周年記念協議会



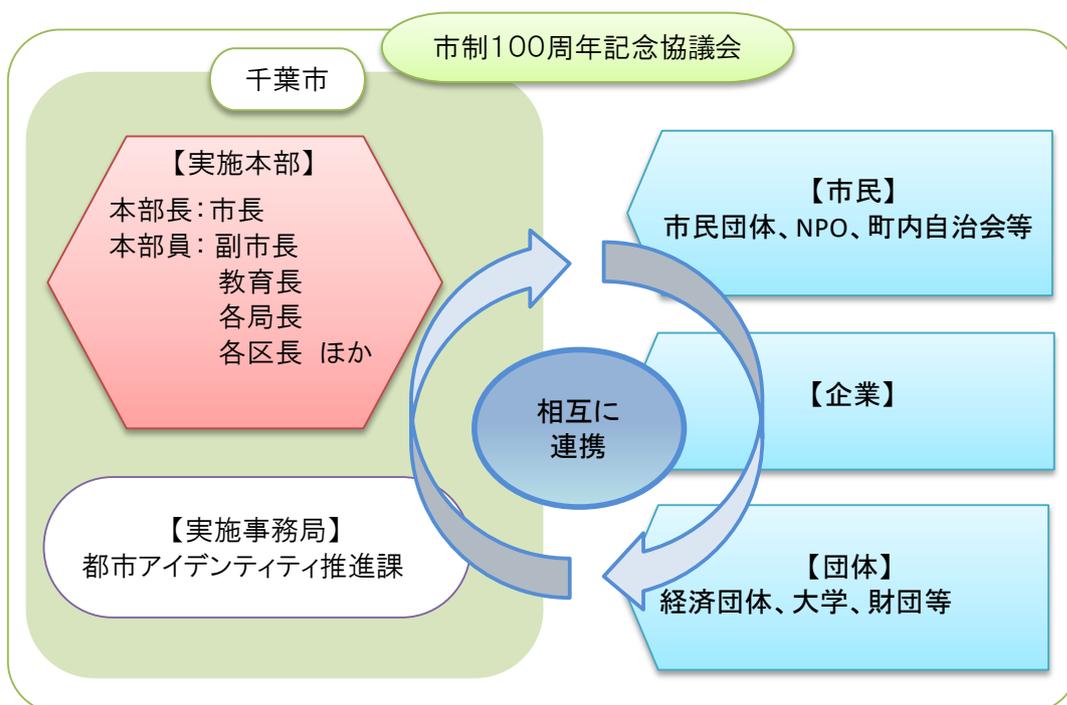
#### (4)実施体制

##### ① 市制100周年記念事業実施本部

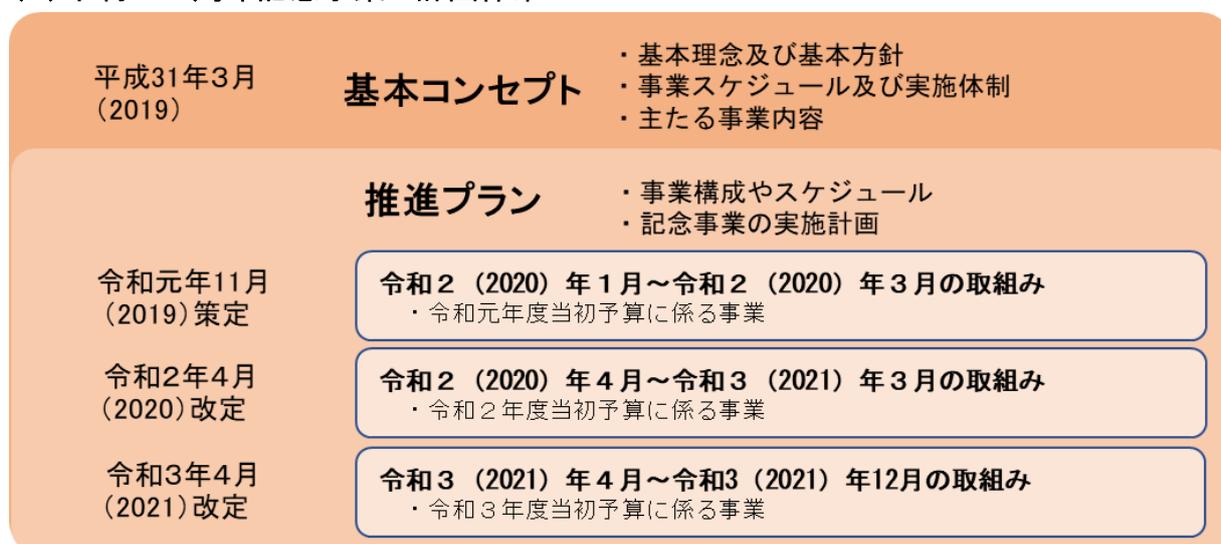
庁内組織として、市長を本部長とする実施本部を設置する。  
次期基本計画策定本部と一体で組織する。

##### ② 市制100周年記念協議会

市制100周年記念事業の積極的かつ円滑な推進を図るため、市内経済団体・学術関係団体等により組織する。構成団体の独自の活動を相互に支援するとともに、構成団体同士が連携して活動する。

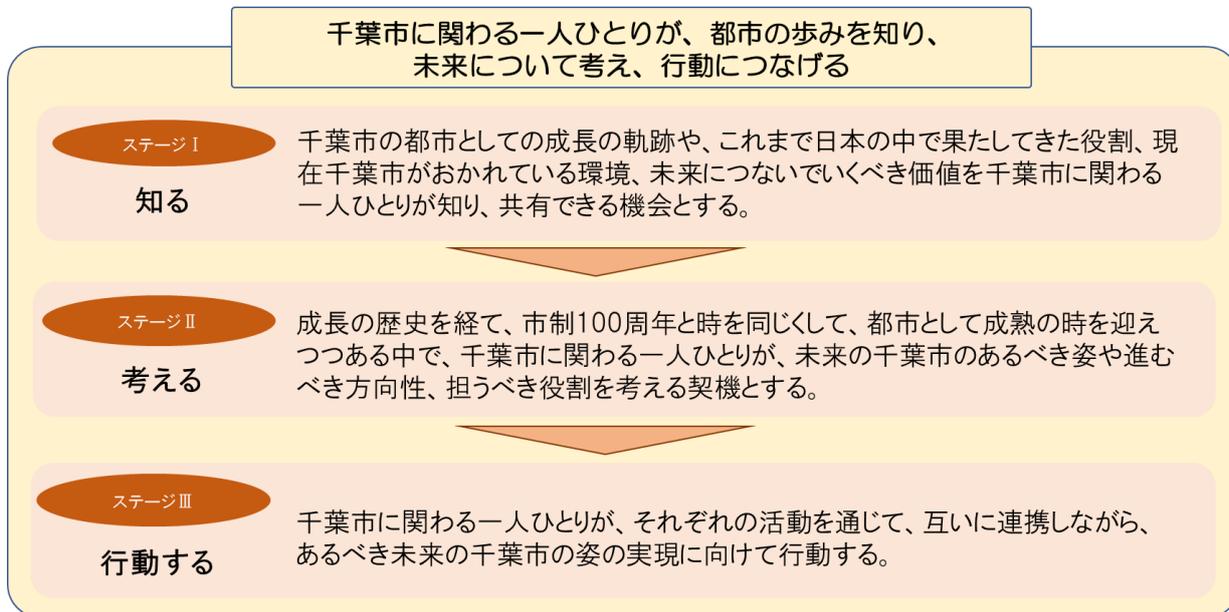


#### (5)市制100周年記念事業の計画体系



## 2. 記念事業の実施

### (1)実施方針



### 主な取組みのスケジュール

年度	2019年度												2020年度												2021年度												2022年																	
年	2019年												2020年												2021年												2022年																	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6															
日程	準備期間												プレ期間												記念期間																													
													● 1/1 1年前												● 9/23 100日前												● 1/1 100周年																	
主な事業	●特設ホームページ開設												市政だよりコラム連載																																									
													SNS等による情報発信																								●記念誌等発行																	
	●ワールドカフェ「千葉市100人未来会議」												千葉市未来まちづくり研究所(市民シンクタンク)																																									
																									こども・若者の力 ワークショップ												●シンポジウム																	
																																					●記念式典																	
																																					市主催・共催事業、民間事業者・団体の事業																	
																																					(仮称)千葉市まち博覧会 (協議会主催事業)																	
																																					→ 春・夏 → 秋																	

## (2)市制100周年への関わり方

千葉市に関わるすべての市民・企業・団体が、それぞれの活動を通じて、互いに連携しながら、節目としての市制100周年に関わる。

### ア. 事業を展開する

市民・企業・団体・行政の活動に、「千葉市制100周年記念」の冠を付し機運の醸成を図るとともに、都市の歩みを知り、未来について考え、行動する機会を創出する。



[ワールドカフェ]

### イ. 発行物・ホームページ・SNS等へ掲載する

発行物や電子媒体への、ロゴマーク・キャッチフレーズや千葉市の歴史、魅力の掲載などにより、より多くの人々が千葉市の過去・現在を知り、未来を共有できるような発信をする。

(例) 機関紙・会報への掲載、ホームページへのリンク、  
啓発物品を身に着けての活動等

### ウ. ポスターやのぼり旗を掲出する

店頭へのポスター掲示、企業・団体等が主催するイベントでのパネル展の実施やのぼり旗の掲出などを通じて、市制100周年のPRを行う。



[公用車を活用したPR]

### エ. 協賛物品・協賛金で支援をする

#### ① 協賛物品の提供

商品を協賛物品として提供することで、市制100周年の活動を支援する。なお、協賛物品には企業名の掲載を可能とし、共に市制100周年に取り組む企業としてPRをする。

#### ② 協賛金の提供

協賛金を提供することで、市制100周年の活動を支援する。協賛企業は市制100周年のホームページ等で紹介する。

### オ. 関連商品を開発し活用する

企業の商品名称に市制100周年を取り込んだものや、包装等にロゴマークを採用するなど、商品を100周年仕様で開発し販売する。商品は市制100周年のホームページ等で紹介する。

(例) 菓子、衣料品等



[月星餅どら(虎屋)]

### 3. 記念事業

#### (1) 事業構成

「1. 基本コンセプト」「2(1)実施方針」に基づき、実施する事業を次のとおり分類する。

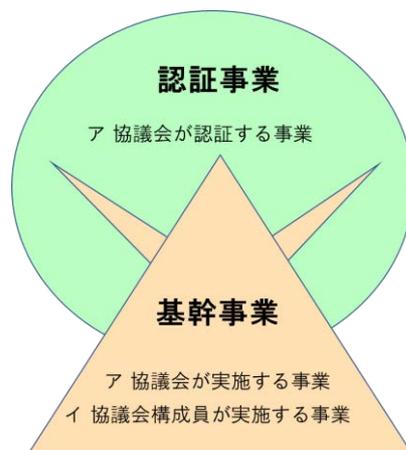
##### 【基幹事業】

市制100周年記念事業は協議会及び協議会構成員が実施する取組みを基幹として、基本理念の達成に向けて推進する。

##### 【認証事業】

市制100周年を多様な主体による活動の機会とするため、協議会による認証制度を設ける。

- ・ 認証を受けた個人・団体は、「千葉市制100周年記念」と表記し、ロゴマークやキャッチフレーズを使用することができる。
- ・ 認証事業は、市制100周年の公式ホームページなどに掲載し、基幹事業と一体的に発信する。
- ・ 認証にかかわる事務は、「千葉市100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ並びに市制100周年の冠使用に関する要綱」に基づき、協議会事務局(都市アイデンティティ推進課)が処理する。



#### (2) 市制100周年記念事業一覧【別冊】

##### 【市制100周年記念事業ロゴマーク】



市の木「ケヤキ」と市民の笑顔を表現しています。

##### 【市制100周年記念事業キャッチフレーズ】

百の歴史を、千の未来へ  
千葉市制100周年

積み重ねてきた百年という年月と、それを携えて未来へと進む姿を表現しています。

## 10 千葉市市制100周年記念事業認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市市制100周年記念事業（以下「記念事業」という。）のうち、千葉市市制100周年記念協議会会則第2条第1項第3号に規定する認証事業の認証について必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 事業の実施期間は、令和2年1月1日から令和3年12月31日までとする。ただし、千葉市市制100周年記念協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(実施者への支援)

第3条 会長は、認証事業の円滑な実施や効果的なPRのため、実施者の希望に応じ、以下の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 事業への100周年の冠付け
- (2) 市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用
- (3) 啓発物品の貸出し又は支給
- (4) その他会長が特に必要と認める支援

(対象事業)

第4条 認証の対象となる事業は、以下の各号に該当すると会長が認めた事業とする。

- (1) 千葉市市制100周年の趣旨に沿うもの又は記念事業等のPRに有効であると認められること。
- (2) 認証事業の実施者（以下「実施者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法令若しくは条例又は千葉市市制100周年記念協議会（以下「協議会」という。）の規約に違反し、又は違反するおそれがある者
  - イ 市民税その他の公共料金を滞納している者
  - ウ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行う者
- (3) 事業の内容が、次のいずれにも該当すること。
  - ア 市又は協議会が、特定の個人や事業者、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認したと誤認するよ  
うな印象を与えない、又は与えるおそれがないこと。
  - イ 100周年の冠付けやロゴマーク等を自己の商標又は意匠として独占的に使用しない、又は使用するお  
それがないこと。
  - ウ 千葉市又は協議会の信用又は品位を傷つけない、又は傷つけるおそれがないこと。
  - エ 公序良俗に反しない、又は反するおそれがないこと。

(認証の申請)

第5条 認証事業を実施しようとする者は、あらかじめ会長の認証を受けなければならない。

2 前項の規定による認証を受けようとする者は、「千葉市市制100周年記念事業認証申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ会長へ提出しなければならない。

- (1) 事業の内容が分かる資料
- (2) ロゴマーク等の使用方法が分かる資料

(3) その他会長が必要と認める書類

3 前2項の規定は、次条に規定する認証を受けた後に、事業の内容を変更する場合について準用する。

(認証の通知)

第6条 会長は、申請書の内容が第3条の各号に該当すると認める場合は、当該事業を認証事業として認証し、実施者に対して「千葉市市制100周年記念事業認証通知書」(様式第2号)より通知する。

2 前項の規定により事業を認証する場合、会長は、必要な条件を付すことができる。

(不認証の通知)

第7条 会長は、申請のあった事業を認証しない場合は、実施者に対してその理由とともに通知するものとする。

(使用方法)

第8条 第6条の規定により認証を受けた者がロゴマーク等を使用する場合は、「千葉市市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズデザインガイドライン」その他別に会長が定める規程に従わなければならない。

(料金)

第9条 第3条各号に掲げる支援に対する料金は、無料とする。

(認証の取消し等)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消し、実施者に対し、事業の中止やロゴマーク等の使用物件、貸出物品の回収等の措置を命ずることができる。

(1) 実施者がこの要綱に定める事項に違反した場合

(2) 実施者が認証に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) その他会長が適当でないと認めた場合

2 会長は、使用者に事業の実施状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(認証を受けないで事業を実施した場合等の措置)

第11条 会長は、認証を受けずに認証事業と偽って事業を実施又は事業を実施しようとしている者に対し、事業の中止を求めるものとする。

(事業の報告)

第12条 実施者は、認証事業が終了した場合、「千葉市市制100周年記念認証事業実施報告書」(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに会長に報告しなければならない。

(1) 事業の実施状況が分かる資料

(2) 冠付けやロゴマーク等を使用した制作物

(3) その他会長が必要と認める書類

(責任の制限)

第13条 第6条の規定に基づき事業を認証した場合又は、第10条から第11条までの規定により事業の認証を取り消し、又は事業の中止等を求めた場合において、その相手又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉市市制100周年又は千葉市市制100周年記念事業（以下「記念事業等」という。）の効果的なPRを図るため、千葉市市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ並びに100周年の冠（以下「ロゴマーク等」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

## (使用期間)

第2条 ロゴマーク等の使用期間は、令和2年1月1日から令和3年12月31日までとする。ただし、ロゴマーク等を使用する事業の準備、周知等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

## (使用の条件)

第3条 ロゴマーク等の使用にあたっては、以下の各号の条件を満たすものとする。

(1) ロゴマーク等を使用する事業について、千葉市市制100周年記念協議会会長（以下「会長」という。）による認証事業の認証を受けていること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- ア 協議会又は協議会の会員が使用する場合
- イ 報道機関が報道の目的に使用する場合
- ウ その他会長が承認を要しないと認めた場合

(2) ロゴマーク等を使用する内容が、千葉市市制100周年の趣旨に沿うもの又は記念事業等のPRに有効であると認められること。

(3) ロゴマーク等の使用者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法令若しくは条例又は協議会の規約に違反し、又は違反するおそれがある者
- イ 市民税その他の公共料金を滞納している者
- ウ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行う者

(4) ロゴマーク等を使用する内容が、次のいずれにも該当すること。

- ア 市又は協議会が、特定の個人や事業者、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認したと誤認するような印象を与えない、又は与えるおそれがないこと。
- イ 自己の商標又は意匠として独占的に使用しない、又は使用のおそれがないこと。
- ウ 千葉市又は協議会の信用又は品位を傷つけない、又は傷つけるおそれがないこと。
- エ 公序良俗に反しない、又は反するおそれがないこと。

## (使用方法)

第4条 ロゴマーク等の使用にあたっては、「千葉市市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズデザインガイドライン」その他別に会長が定める規程に従わなければならない。

## (使用料)

第5条 ロゴマーク等の使用に対する料金は、無料とする。

## (使用中の命令等)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用中止、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 認証事業の認証の取り消し、又は当該事業の中止の命令があった場合
- (3) その他会長が適当でないと認めた場合

2 会長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(責任の制限)

第7条 前条の規定によりロゴマーク等の承認を取り消し又は使用の停止を求めた場合において、その相手又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

千葉県市制 100 周年記念事業  
ロゴマーク及びキャッチフレーズ  
デザインガイドライン  
2019 年 12 月

## このガイドラインの目的

千葉市制100周年のロゴマークおよびキャッチフレーズをなるべく多くの方々、多くの団体でご活用いただき千葉市制100周年に関わる活動を活性化するためのものです。

## このガイドラインの役割

千葉市制100周年のロゴマークおよびキャッチフレーズをご活用いただく際、ロゴマークおよびキャッチフレーズのイメージを統一して運用していただくために用意した扱い方のガイドです。イメージの混乱を避けるために可能な限り、このガイドラインに用意した扱い方の範囲内でご利用ください。

なお、やむを得ない事情があつて、ガイドラインの内容に沿わない活用をまったく禁止するものではありません。

そのような場合、また本ガイドラインへの質問等は、下記までご相談ください。

---

総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課

千葉市中央区千葉港1番1号千葉市役所5階

電話:043-245-5660

ファックス:043-245-5476

chiba100th@city.chiba.lg.jp



百の歴史を、千の未来へ

## ロゴマーク（エクステンション）

基本形の代替として使用することが可能です。



※ただし、キャッチフレーズや「千葉市制100周年」と併記する場合は用いないください。

## キャッチフレーズ（エクステンション）

基本形の代替として使用することが可能です。

百の歴史を、千の未来へ  
千葉市制100周年

※ただし、数字の100は可能な限り、全角を用いること。

## ロゴマークのセーフティ

視認性やデザインの品質を守るため、ロゴマーク周辺には指定された余白（不可侵領域）をとってください。



## ロゴマークの最小サイズ

ロゴマークを小さなサイズで使用する場合、下記の最小使用条件を守ってください。



30mm 未満、17mm 以上の場合は、代替ロゴマークをご使用ください。



# ロゴマークの表示色

ロゴマークを表示する色は、指定されている下記の表示色を使用してください

**CHIBA CITY**  
100th ANNIVERSARY

C:80 R:0  
M:20 G:151  
Y:50 B:140  
K:0

C:90 R:0  
M:20 G:142  
Y:80 B:92  
K:0

C:50 R:142  
M:0 G:196  
Y:90 B:62  
K:0

C:80 R:0  
M:20 G:151  
Y:50 B:140  
K:0

**100**

C:70 R:72  
M:10 G:168  
Y:70 B:109  
K:0

C:90 R:0  
M:20 G:142  
Y:80 B:92  
K:0

C:80 R:0  
M:20 G:151  
Y:50 B:140  
K:0

C:50 R:142  
M:0 G:196  
Y:90 B:62  
K:0

C:30 R:195  
M:10 G:202  
Y:90 B:46  
K:0

**1921-2021**

C:80 R:0  
M:20 G:151  
Y:50 B:140  
K:0

# ロゴマークの単色表示色

単色印刷の場合の表示色です

CHIBA CITY  
100th ANNIVERSARY

R:62  
G:58  
B:57

K:90

R:89  
K:80  
G:87  
B:87

R:137  
K:60  
G:137  
B:137

R:62  
K:90  
G:58  
B:57

A R:62  
K:90  
G:58  
B:57

B R:89  
K:80  
G:87  
B:87

C R:137  
K:60  
G:137  
B:137

1921-2021

R:62  
G:58  
B:57

K:90

## ロゴマークの単色、グラデーションなし表示

グラデーション、色数を使用できない場合は以下のロゴを使用してください。

---



K:100

R:35

G:24

B:21

## 写真背景・濃色背景用表示

背景が複雑な写真や濃い色でロゴが見えにくい場合は、下記の3タイプが使用可能です。



白ザブトン



白ザブトン 枠あり 枠の色 K100 太さ 0.5pt



白抜き

## ロゴマークの使用禁止例

下記の使用禁止例を参考に、必ず本ガイドラインの規定に従って使用してください。



指定色以外の表示はしてはいけない。



変形（長体・平体・斜体）をしてはいけない。



ブランドロゴタイプ以外のフォントで表示してはいけない。



ブランド・シンボルとロゴタイプの比率を変えてはいけない。



複雑な背景にそのまま表示してはいけない。(P07 参照)



不明瞭な表示はしてはいけない。(P07 参照)



タテ組みにしてはいけない。



ブランド・シンボルの位置関係を変えてはいけない。



ふちくりをしてはいけない。



アウトラインをつけてはいけない。

## キャッチフレーズ

キャッチフレーズは、以下のタイポグラフィを使用することも可能です。

# 百の歴史を、千の未来へ

↑A-OTF ゴシック MB101 Pr5 R

もしくは、小塚ゴシック Pr6NR

# 百の歴史を、千の未来へ

## 千葉市制100周年

↑A-OTF ゴシック MB101 Pr5 R

もしくは、小塚ゴシック Pr6NR

千の未来へ  
百の歴史を

千葉市制  
100周年

百の歴史を、千の未来へ

↑A-OTF ゴシック MB101 Pr5 R

もしくは、小塚ゴシック Pr6NR

↑A-OTF ゴシック MB101 Pr5 R

もしくは、小塚ゴシック Pr6NR

※ただし、キャッチフレーズを縦書き2行にする場合は「を」のあとの点を抜くこと

カラーは、下記4種類が使用可能です。

百の歴史

百の歴史

百の歴史

百の歴史

C:80 R:0  
M:20 G:151  
Y:50 B:140  
K:0

R:114  
G:113  
B:113  
K:70

R:181  
G:181  
B:182  
K:40

## ロゴマークとキャッチフレーズの組み合わせ

以下の組合せパターンを使用することも可能です。



百の歴史を、千の未来へ

ケイ無し



百の歴史を、千の未来へ

ケイあり

C:80 R:0  
M:20 G:151  
Y:50 B:140  
K:0

太さ 0.5pt

百の歴史を、千の未来へ



ケイ無し

百の歴史を、千の未来へ



ケイあり

C:80 R:0  
M:20 G:151  
Y:50 B:140  
K:0

太さ 0.5pt

百の歴史を、千の未来へ



千葉市制100周年

ケイあり 「千葉市制100周年」あり

## ロゴマークとキャッチフレーズの組み合わせ

以下の組合せパターンを使用することも可能です。

キャッチカラー

百の歴史を、千の未来へ



キャッチグレー

百の歴史を、千の未来へ



キャッチカラー  
100周年あり

百の歴史を、千の未来へ



千葉市制100周年

キャッチグレー  
100周年あり

百の歴史を、千の未来へ



千葉市制100周年

千の未来へ  
百の歴史を



千の未来へ  
百の歴史を



千の未来へ  
百の歴史を



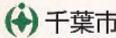
千葉市制100周年

千の未来へ  
百の歴史を



千葉市制100周年

**千葉市制100周年**

 **千葉市**

**千葉市のあゆみパネル展**

～2021年1月1日 千葉市は100周年を迎えます～

**千葉市のあゆみパネル展しませんか？**

数量：B1（730×1030mm）のパネル10枚。脚を入れたら高さ1.3m。  
 材質：アルミ複合板、防水仕様なので屋外での展示も可。  
 形状：2枚組で自立する仕組み。取り外して壁掛けにすることも可。  
 ＊ご希望の方は都市アイデンティティ推進課までご連絡を  
 ☎ 043-245-5660



**千葉市のあゆみ**

**明治から大正 千葉市誕生**

1873  
1874  
1886  
1888  
1904  
1906  
1912  
1921  
1923  
1926

**千葉市のあゆみ**

**昭和 軍靴のひびきとともに**

1927  
1929  
1931  
1935  
1936  
1937  
1938  
1940  
1941  
1944  
1945

**千葉市のあゆみ**

**焼野原からの再建はじまる**

1946  
1949  
1951  
1953  
1954  
1955  
1957  
1958

**千葉市のあゆみ**

**高度経済成長期の千葉市**

1959  
1960  
1961  
1963  
1964  
1966  
1967  
1968  
1969

**千葉市のあゆみ**

**かたち造られていく千葉市**

1971  
1972  
1973  
1974  
1975  
1976  
1977  
1978  
1979  
1980  
1981  
1982  
1983  
1984  
1985

**千葉市のあゆみ**

**昭和から平成 政令市への助走**

1986  
1987  
1988  
1989  
1990  
1991

**千葉市のあゆみ**

**平成 政令市として新たなあゆみ**

1992  
1993  
1994  
1995  
1996  
1997  
1998  
1999  
2000  
2001  
2002  
2003  
2004  
2005  
2006  
2007  
2008  
2009  
2010  
2011  
2012  
2013  
2014  
2015  
2016  
2017  
2018  
2019  
2020

**千葉市のあゆみ**

**平成から令和 新しい時代への挑戦**

2021

**CHIBA CITY**

**千葉市**

行政概要  
 人口  
 面積  
 人口密度  
 人口推移  
 人口構成  
 人口動態  
 人口予測

**数字で見る千葉市**

人口の推移

年	人口
1970	400,000
1975	450,000
1980	500,000
1985	550,000
1990	600,000
1995	650,000
2000	700,000
2005	750,000
2010	800,000
2015	850,000
2020	900,000

人口構成

年齢	人口
0歳～14歳	100,000
15歳～64歳	500,000
65歳以上	300,000

人口動態

項目	人口
出生人口	10,000
死亡人口	15,000
転入人口	100,000
転出人口	5,000

人口予測

年	人口
2025	920,000
2030	940,000
2035	960,000
2040	980,000
2045	1,000,000
2050	1,020,000

- ・千葉市の市制施行時からの千葉市の主な出来事や、千葉市の変遷が分かるデータなどをご紹介しますパネルです。
- ・B1(幅 730mm×高さ 1,030mm)のパネル 10 枚とタイトルパネル 1 枚を組み合わせで展示していただだけで、千葉市のあゆみを、写真入りで出来事とデータで振り返るパネル展となります。
- ・主に室内展示用のスチレンボード製のものと、主に室外用のアルミ製のものの2種類があります。重量はありますが、パネルを自立させるための備品もご用意できます。

14 市制100周年記念リーフレット



A3 両面印刷の2つ折りで、パネル展の内容と同じく、千葉市の市制施行時からの千葉市の主な出来事や、千葉市の変遷が分かるデータなどをご紹介します。



- 市制 100 周年のロゴマークとキャッチフレーズを用いたのぼり旗です。
- のぼり旗のサイズは 600mm×1800mm です。（注水台及びポールを除く）
- のぼり旗と併せて、注水台とポールも借用できます。



## 認証事業の進め方、ロゴマーク・キャッチフレーズ使用の手引き

千葉市市制100周年記念協議会事務局  
千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課  
電話 043-245-5660  
FAX 043-245-5476  
Email [Chiba100th@city.chiba.lg.jp](mailto:Chiba100th@city.chiba.lg.jp)